

# 感染症罹患による教養教育科目欠席の連絡方法について

学校安全保健法施行規則第18条に規定する感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、等）の感染症の診断を受け、教養教育科目の授業を欠席する場合は、下記の教養教育欠席連絡フォームから速やかに教養教育係に報告してください。

感染症の罹患により授業を欠席する場合、その科目の単位認定に支障がないよう配慮されます。

ただし、体調不良が長期間にわたる場合等、必要に応じて診断書の取得や検査結果の提出を求めることがあります。**検査結果の用紙は、必ず捨てずに保管してください。**

なお、感染の診断は受けていないけれど感染者と同様の症状があり、大学への登校を控えるために授業を欠席する学生は、授業担当教員へ直接連絡してください。

濃厚接触者になった場合の報告は不要です。

感染症に罹患した場合は、所属学部の学務係または教務係にも報告が必要です。下記フォームへの入力とともに、必ず所属学部にも報告してください。

**※期末試験を欠席する場合は、教養教育係窓口にて追試験の手続きが必要です。  
（必要書類：医師の診断書）**

【教養教育】新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症に係る欠席連絡について（令和7年度）

